

令和4年度補正予算

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

(A)(B)(D)

補助率

1/2 以内

※中小企業者等以外は1/3以内

D エネルギー需要最適化対策事業

国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの

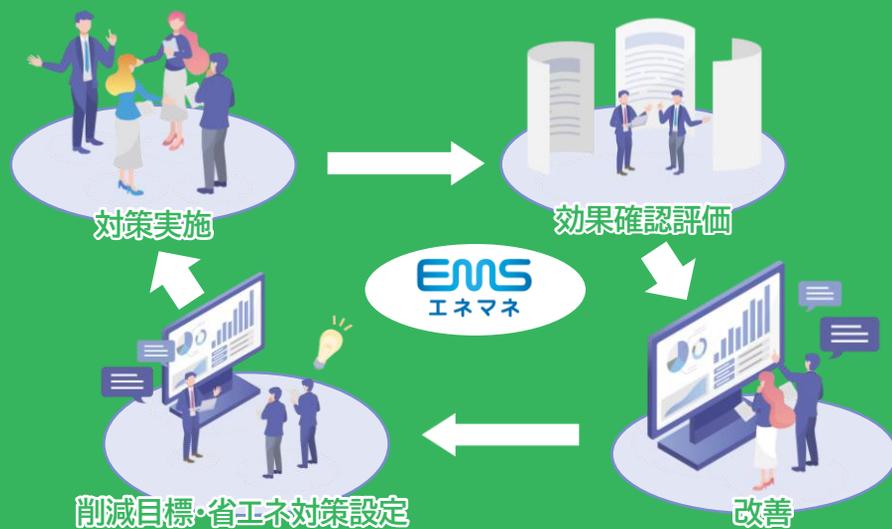
EMS機器の活用による

さらなる省エネの推進を支援します。

エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスを締結し、

EMSの制御効果と運用改善効果による、より効果的な省エネ取組に対して支援を行います。

D エネルギー需要最適化対策事業の活用イメージ



三次公募期間

2023年

7/10 月 - 8/25 金

全体スケジュール

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2023年7月10日(月)～8月25日(金)
交付決定	2023年10月中旬(予定)
事業期間	交付決定日から2024年1月31日(水)まで

事業要件等

事業要件	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業	
省エネルギー効果の要件	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率 2%以上 を満たす事業	
補助対象経費	設計費、設備費、工事費	
補助率	中小企業者等	1/2以内
	大企業、その他	1/3以内
補助金限度額	上限額	1億円/年度 ※複数年度事業の1事業当りの上限額は、1億円
	下限額	100万円/事業全体

※ ①②③補助金では、④エネルギー需要最適化対策事業の単独申請と①②との組み合わせた申請が対象となります。

留意事項

- 当資料は三次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了（設置完了、検収、支払完了）後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、あらかじめSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。



SIIホームページは
こちら